

令和7年1月20日
長野県建設部砂防課

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 交付金（総流防）情報基盤整備事業 雨量等観測システム改修検討業務

(2) 箇所名

県内一円

(3) 業務の目的

近年の豪雨災害の激甚化・頻発化に伴い、迅速な避難行動の判断情報となる雨量・水位情報は、さらに重要性が高まっている。現在、「長野県河川砂防情報ステーション」が取り扱う雨量・水位情報は、テレメータ設備（水防系、砂防系）及び気象庁、国交省からのデータを取り込み利用しているが、テレメータ設備は整備されてから約25年が経過し老朽化が著しく、故障のリスクも高く、故障時の復旧にも時間を要することが想定されている。また、中継局、監視局等の設備数が多いため、更新及び維持管理に課題を抱えている。

気候変動や情報通信技術の進展、現行システムの課題を踏まえ、細かな観測周期かつ、切れ目のない継続的な観測が可能となる次期雨量・水位観測システムの整備が求められている。

本業務では、通信キャリアの回線を活用した次期雨量・水位観測システムの整備を行うための調査検討および設計を目的とする。

次期雨量・水位観測システムの本運用開始は令和11年4月を想定しているが、佐久・北信地域の対象局では令和9年4月から先行して運用開始を予定しているため、工程に留意すること。

(4) 業務概要

雨量等観測システム改修検討 一式

(5) 業務内容

1) 設計計画

業務の目的・主旨、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、業務の実施方針、実施体制、及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

2) 資料収集・整理

雨量・水位観測システムに関連する既往業務の報告書を確認し、検討に必要な資料を収集・整理する。

3) 雨量・水位観測システムの基本検討

上記資料整理を踏まえ、現行雨量・水位観測システムが抱える課題を整理し、最新の情報通信技術を活用した次期観測システムの基本計画を検討する。

次期観測システムでは、通信キャリア回線の利用を想定しているが、他の優れた通信技術を利用することも協議により可とする。

4) 現地調査

改修対象となる 284 箇所（県庁関連設備（データセンター含む）2 箇所、建設事務所（砂防事務所含む）18 箇所、テレメータ子局 221 箇所、ダム局 18 箇所、中継局 25 箇所）の現地調査を行い、設計範囲及び貸与資料等との整合性を目視により確認する。

現地調査では、現地状況、道路の状況（積雪地域は冬季の状況を含む。）、電気事業者の配電線路の状況、工事に必要な事項を調査する。

また、対象局のテレメータ子局、ダム局に対して 2 社以上の通信キャリア回線の電波状況を確認すること。

5) 通信キャリア検討

対象局ごとに最適な通信の可能な通信キャリアの比較検討を行う。

通信キャリア回線が届かない箇所（不感地帯）については、代替案を検討すること。

6) 設計条件の確認

貸与資料を把握の上、現地調査等に基づき、設計条件及び設計上の基本的条件について確認を行う。

7) テレメータ子局更新設計

受注者は、対象となる子局（221 箇所）に対して、設計条件に基づいて、通信キャリア回線を活用した子局更新の基本事項の検討と並行して次の点について検討及び設計を行い、発注手続きに必要な仕様書を作成する。

- ・子局の状況に応じて、既設機器を流用するか更新するかを決定すること。
- ・通信キャリア回線を活用することで電源使用量が変化するを考慮した設計を行うこと。
- ・現状が商用電源でない場合は、商用電源が引き込めるかの検討設計を行うこと。
- ・詳細な検討を加え、使用機器及び材料、機器配置、配管・配線等の決定を行うこと。

8) テレメータ監視装置設計

クラウド上でテレメータ収集を行う監視装置の次の点について検討及び設計を行い、発注手続

きに必要な仕様書を作成する。

- ・テレメータ監視装置の必要な機能、性能設計を行うこと。
- ・クラウドの構成について比較検討を行い、クラウド仕様の検討及び設計を行うこと。
- ・クラウドと県庁設備間のネットワークおよび、通信キャリア間のネットワークについて検討及び設計を行うこと。

9) 関連システムとの連携検討

新規テレメータ監視装置と既設システム（水防情報システム、河川砂防情報ステーション等）との連携方法について、既設システムの改修をなるべく少なくできるような検討を行う。

また、各事務所の TM 監視装置、水防情報端末を撤去することで、システムの的に影響を受ける箇所を調査し、業務が継続できるように対策案を検討すること。

10) 撤去設備検討

各事務所、中継局の局舎、鉄塔、電源、ケーブル及び収容機器類の撤去設備の検討を行う。

11) 設計図

検討及び設計結果に基づき、次期雨量・水位観測システムの発注手続きで必要となる設計図（以下、参照）を対象局（テレメータ子局、他）すべてについて作成する。

位置図、システム構成図（新設）、システム構成図（撤去）、敷地平面図、配線系統図（新設）、機器配置配線図（新設）、配線系統図（撤去）、機器姿図（参考図）

佐久・北信地域の対象局では令和 9 年 4 月から先行して運用開始を予定しているため、運用までに必要な資料を令和 7 年 12 月までに提出すること。

12) 数量計算

受注者は、決定した施設に対して、電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領に基づき数量を算出すること。

13) 施工計画・工事工程計画の立案

更新工事を適切に実施するため、前号までに設計した内容を基に、施工計画及び工事工程計画を立案する。

次期雨量・水位観測システムの本運用開始は令和 11 年 4 月から、佐久・北信地域の対象局では令和 9 年 4 月から先行して運用開始を予定しているため、考慮すること。

なお、施工手順・要領、搬入計画、仮設計画及び輸送計画等を検討、作成すること。

14) 数量計算及び施工計画のとりまとめと概算費用算出

数量計算及び施工計画を現地事務所単位でとりまとめるとともに、施工にかかる概算費用を現地事務所単位で算出する。

15) 照査

業務の各段階において、検討、評価方法の妥当性を照査する。成果品についての正確性、適切性、整合性を照査する。また、照査技術者による報告を 1 回とする。

16) 報告書の作成

業務の成果として、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。現地踏査については、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりとまとめる。また、概要版についても作成すること。

17) 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ6回、成果品納入時の8回以上とする。初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受注者が行い、打合せ後、速やかに提出する。

(6) 技術提案を求める具体的内容

1) 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画

2) 切れ目のない観測および保守費用の低減を実現する最新の情報通信技術を活用した観測システムに関する具体的な提案

(通信キャリア回線の利用を想定しているが、他の技術提案も可)

3) 先行運用、関連システムとの連携、撤去を踏まえた施工計画に関する具体的な提案

(7) 履行期限 契約日の翌日から令和9年3月19日まで（債務負担行為設定予定）

(8) 業務実施上の要件

1) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。

2) 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

(9) 成果品

1) 電子媒体 2部

2) 紙媒体 2部

(10) 業務想定額 概ね158,840千円（税込）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日付け告示第640号）第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種・類似業務及び業務の施行に関する要件
- 国、都道府県又は市町村の雨量計又は水位計観測システムの設計、構築業務を履行した実績を有していること。
- ※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 21 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務が該当します。
- ※「観測システム」とは、雨量計又は水位計を用いて観測したデータを収集・監視するシステムを指します。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
- なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半

数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

(16) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

(17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 実績は、平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種実績については、これを証する契約

書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長) 鈴木 祥一 (担当) 丸山 秀司

電話 026-235-7316

ファクス 026-233-4029

メール sabo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月3日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・ 次のア又はイのいずれかに該当する者であるか ア 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又	・ 登録されているか

	は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日付け告示第640号）第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者	
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・専門分野の技術職員の在籍状況	・当該業務の実施に必要な技術職員がいるか
3 同種業務の実績 (会社)	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 配置予定の 管理技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者が適当か
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記する

こと)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 同種業務は、平成21年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。

② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和7年2月4日(火)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和7年2月5日(水))

(5) 参考図書等の閲覧の閲覧資料、閲覧場所及び閲覧期間

ア 閲覧資料

・次期雨量・水位観測システム基本検討書

イ 閲覧場所 3(4)に同じ。

ウ 閲覧期間 掲示の日から令和7年2月21日（金）まで。

（閲覧時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

（6）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月28日（金）

（提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りま。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号（添付書類を含む）の提出がない場合、技術提案は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。提出後の技術提案書および補足説明資料の差し替え及び再提出は認めません。

（7）技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和7年3月12日（水）（変更の場合があります。）

イ 場 所 長野県庁（詳細については決定次第連絡します。）

ウ 時 間 各者25分程度（説明20分、質疑5分）を予定（提案者の公募数により変更の場合があります。）

エ その他 プロジェクターおよびスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

（8）技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等の資格等 (10点)	資格 (5点)	管理技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設一河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子—情報通信) (情報工学—情報システム、データ工学) ②技術士 (建設一河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子—情報通信) (情報工学—情報システム、データ工学)
	実績 (5点)	配置予定技術者の同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績
費用 (15点)	費用の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか
技術提案の内容 (60点)	技術提案の的確性 (5点)		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか
	技術提案の個別審査 (55点)		<ul style="list-style-type: none"> ・的確性、実現性に優れた提案内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に優れ、かつ費用も企画提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果 (100点)			

(9) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(10) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
- ③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

- ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(11) その他の留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。
- オ 発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない又は減額に伴い、契約の締結を行わない場合があります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。